

○長和町田舎暮らし体験住宅の設置及び管理に関する条例施行規則

平成30年3月23日規則第5号

長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例（平成30年条例第8号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(利用の申込み)

第2条 長和町田舎暮らし体験住宅（以下「体験住宅」という。）の利用希望者は、長和町田舎暮らし体験住宅利用申請書（様式第1号）を、あらかじめ町長に提出しなければならない。

2 長和町シェアハウス（以下「シェアハウス」という。）の利用希望者は、長和町シェアハウス利用申請書（様式第2号）を、あらかじめ町長に提出しなければならない。

3 未成年者のみの利用申込みは、受け付けないものとする。

(利用の承諾)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書を受理し、その内容を審査したうえで体験住宅の利用を承諾したときは、長和町田舎暮らし体験住宅利用承諾書（様式第3号）を当該申請した者に交付するものとする。

2 町長は、前条第2項の規定による申請書を受理し、その内容を審査したうえでシェアハウスの利用を承諾したときは、長和町シェアハウス利用承諾書（様式第4号）を当該申請した者に交付するものとする。

3 シェアハウスの利用の承諾を受けた者は住宅借受書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(貸付料)

第4条 体験住宅の貸付料は次のとおりとし、居期間に夏期と冬期にまたがる週がある場合は、当該週の貸付料は、夏期貸付料とする。利用者は、前条の規定による承諾書の交付を受けたときは、次の表に掲げる貸付料を前納しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

時期	単位	料金
夏期（5月1日から10月31日まで）	1週間（7日）	14,000円
冬期（上記以外）	1週間（7日）	17,500円

2 シェアハウスの貸付料は、次のとおりとする。入居又は退去の日が月の中途の場合は、日割り計算により算定した額とし、利用者は毎月指定された日までに納付しなければならない。

区分	月額
居室A	22,000円
居室B	23,000円
居室C	25,000円
居室D	28,000円
居室E	28,000円

3 既納の貸付料は、これを還付しない。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

4 前項の規定により貸付料を還付する場合及び還付割合は、次に定めるところによる。

- (1) 利用開始日の前日までに利用取消しの申出があった場合 100分の100
- (2) 天災事変、利用者又は親族の疾病その他利用者の責めに帰することができない理由により利用できなくなった場合 利用未済期間の日割りで100分の100
- (3) 町長が特に必要と認め、利用承諾期間を短縮した場合 利用未済期間の日割りで100分の100
- (4) その他やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、その都度還付割合を決定する。

5 貸付料には、当該住宅の利用に伴う電気料、上下水道料、プロパンガス利用料、共有部の灯油代、NHK受信料、町CATV受信料及びインターネット料金を含む。ただし、飲食費、洗面具及び衛生用品等の日常消耗品並びに寝具は、利用者の負担とする。

（遵守事項）

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 利用者は、前条第1項に規定する貸付料を納めた後に、町長から体験住宅又はシェアハウスの鍵（以下「鍵」という。）を受け取り、留守や就寝時に施錠するなど

善良に管理すること。この場合において、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告しなければならない。

- (2) 利用者は、火気の扱いに注意し、冬期には水道の凍結を防止するとともに備付けの備品、じゅう機類等を適切に取り扱うこと。
- (3) 利用者は、当該住宅周りの除草や除雪を必要に応じて行い、施設を適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 当該住宅内での喫煙をしないこと。
- (6) 当該住宅若しくは敷地の改造又は模様替えを行わないこと。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。
- (7) 第三者に対し、当該住宅若しくは敷地を町長の承諾なく利用させないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に利用させないほか、自らが暴力団員として利用しないこと。
- (9) 利用期間中に行われる集落業務等に積極的に参加すること。
- (10) 利用者は、当該住宅の利用期間が終了したときは、直ちに清掃して当該住宅を原状に復し、町長に鍵を返却すること。
- (11) その他当該住宅の利用に関し必要な事項
(行為の制限)

第6条 利用者は、当該住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 申請書に記載した利用者以外の者を宿泊させること。
- (2) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) 展示会その他これに類する催しを行うこと。
- (5) 文書、図画その他の印刷物を貼付、又は配布すること。
- (6) 宗教の普及、勧誘、儀式その他これに類する行為をすること。
- (7) 騒音、放歌、暴力等他人又は近隣住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (8) 当該住宅の全部又は一部を転貸し、又はその利用の権利を譲渡すること。
- (9) 犬、猫等の動物を飼育すること。ただし、身体障害者補助犬等で町長の承諾を得

た場合は、この限りでない。

(10) シェアハウスの貸付料を2月以上滞納すること。

(11) その他当該住宅の利用にふさわしくない行為をすること。

(承諾の取消し)

第7条 町長は、利用者に前2条の規定に違反する行為があったと認めた場合、第3条の規定による利用承諾を取り消すことができ、長和町田舎暮らし体験住宅利用承諾取消通知書(様式第6号)又は長和町シェアハウス利用承諾取消通知書(様式第7号)により利用者に通知するものとする。

2 前項の規定により取消しをした場合、貸付料の還付はしない(利用未済期間の日割りで100分の100の貸付料を還付する。)

(利用の延長)

第8条 体験住宅の利用者は、利用期間が満了するに当たり、その後に第3条第1項の規定による予約申込みがない場合に限り、当初利用申請の範囲を超えない限度において、1週間単位で延長利用することができる。ただし、再延長はできない。

2 第3条から前条までの規定は、前項の延長利用に準用する。

(明渡し)

第9条 利用者は、利用期間が終了する日まで又は第7条の規定に基づき利用承諾が取り消された場合にあっては、直ちに当該住宅から退去しなければならない。この場合において、利用者は、通常の利用に伴い生じた当該住宅の損耗を除き、当該住宅を原状回復しなければならない。

2 利用者は、前項の規定による退去をするときには、退去日当日の正午までに町の移住担当者立会いの元当該住宅の明渡しを行わなければならない。

3 町長は、第1項の規定により利用者が行う原状回復の内容及び方法について、利用者と協議するものとする。

(立入り)

第10条 町長は、当該住宅の防火、火災の延焼、構造の保全その他当該住宅の管理上特に必要があるときは、利用者の承諾がなくても当該住宅内に立入ることができるものとする。

2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定による立入りを受け入れないことはできない。

(特別の設備又は特殊物品の搬入)

第11条 利用者が、当該住宅の利用に当たって、特別の設備又は特殊物品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第12条 利用者は、故意又は過失により当該住宅若しくは設備又は備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない事情により町長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による体験住宅若しくは設備又は備品等を破損し、若しくは汚損し、又は滅失したときは、直ちに破損(汚損、滅失)届(様式第8号)により町長に報告しなければならない。

(事故免責)

第13条 当該住宅が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該住宅内又は敷地を含む当該住宅周辺で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(シェアハウスの退去)

第14条 利用者は退去予定日の10日前までに町の検査を受けた後、当該住宅を退去しなければならない。

2 前項に規定する検査において、利用者の責任によるものと認める破損等があるときは、利用者の負担において退去日までに修復しなければならない。

(管理の委託)

第15条 町長は当該住宅の維持管理及び運営に必要な業務を委託することができる。

2 前項の規定により、委託者に管理を行わせる場合の委託者が行う業務は、次のとおりとする。その他詳細についてはその都度協議するものとする。

- (1) 当該住宅全体の清掃業務
- (2) 利用者の募集に関する業務
- (3) 当該住宅全体の維持管理業務
- (4) 入居及び退去に関する業務
- (5) その他運営に関して町長が必要と認める業務

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第1号（第2条関係）

長和町田舎暮らし体験住宅利用申請書

年 月 日

長和町長様

申請者 代表者住所 〒 —

代表者氏名

電話番号(携帯)

メールアドレス

長和町への移住を検討したいため長和町田舎暮らし体験住宅を利用したいので、長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第2条第1項の規定により、次のとおり申請いたします。また、利用にあたっては、同規則を遵守することを確約します。なお、移住を決定した場合は、長和町空き家情報登録制度により登録された物件を活用する意思があります。

区分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 延長		車の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無	
利用期間	年 月 日から		年 月 日 (週間)		
利用者の氏名	申請者との関係	性別	生年月日	職業	特記事項
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	S・H・R 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	S・H・R 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	S・H・R 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	S・H・R 年 月 日		
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	S・H・R 年 月 日		
搬入特別設備・物品名	数量	利用場所		搬入理由	

添付書類

- ・申請代表者の身分証明書（免許証等）の写し

様式第2号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

長和町シェアハウス利用申請書

年 月 日

長和町長 様

申請者

住 所

氏 名

長和町への移住を検討したいため長和町シェアハウスを利用したいので、長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第2条第2項の規定により、次のとおり申請いたします。また、利用にあたっては、同規則の定めに従い適正に利用いたします。

記

氏 名	(フリガナ)	性 別	
		生年月日	年 月 日
住 所	〒		
電話番号			
メールアドレス			
申請施設名 (部屋番号)			
入居予定期間			

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 納税証明書
- 3 身分証明書（免許証等）の写し

様式第3号（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

長和町田舎暮らし体験住宅利用承諾書

年 月 日

申請者代表 住 所

氏 名

様

長 和 町 長

年 月 日付で利用申請のあった長和町田舎暮らし体験住宅の利用について、長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第3条第1項の規定により、下記の条件を付して承諾します。

記

1 承諾の内容

区 分	<input type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 延長		車の有無	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無
利用期間	年 月 日から		年 月 日	(週間)
利用者の氏名	申請者との関係	性 別	生年月日	特記事項
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日	
		<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	年 月 日	
搬入特別設備・物品名	数 量	利用場所		搬入理由

- 2 利用期間により算出した貸付料を、別添納付書により期限までに納入してください。
- 3 利用にあたっては長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則を遵守してください。
- 4 長和町に移住を決定した場合、長和町空き家情報登録制度の活用を優先してください。

様式第4号（第3条関係）

様式第4号（第3条関係）

長和町シェアハウス利用承諾書

年 月 日

様

長 和 町 長

年 月 日付で利用申請のあった長和町シェアハウスの利用について、長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、承諾します。

記

施 設 名

部 屋 番 号

利用予定期間

様式第5号（第3条関係）

様式第5号（第3条関係）

住 宅 借 受 書

年 月 日

長 和 町 長 様

借受者氏名_____印

年 月 日付で承諾のあった長和町シェアハウスの利用にあたり、長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則を遵守することを確約します。

記

借受者氏名

施 設 名

部 屋 番 号

入居予定期間

入居予定日

上記入居者の契約事項不足履行による一切の責任は連帯保証人が引き受けます。

連帯保証人 住所_____

氏名_____印

連絡先_____

様式第6号（第7条関係）

様式第6号（第7条関係）

長和町田舎暮らし体験住宅利用承諾取消通知書

年 月 日

様

長 和 町 長

年 月 日付で利用を承諾した長和町田舎暮らし体験住宅の利用については、長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により取り消します。

記

理 由

様式第7号（第7条関係）

様式第7号（第7条関係）

長和町シェアハウス利用承諾取消通知書

年 月 日

様

長 和 町 長

年 月 日付で利用を承諾した長和町シェアハウスの利用については、長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第7条第1項の規定により取り消します。

記

理 由

様式第8号（第12条関係）

様式第8号（第12条関係）

破損（汚損、滅失）届

年 月 日

長和町長様

申請者 氏名 _____

長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスについて、下記のとおり破損（汚損、滅失）したので、長和町田舎暮らし体験住宅及び長和町シェアハウスの設置及び管理に関する条例施行規則第12条第2項の規定により届け出いたします。

記

破損(汚損、滅失)場所	破損(汚損、滅失)物品	箇所数 数 量	程度・理由・その他特記事項
確認者意見			
確認者職氏名			